ストレスチェック制度の実施手順

実施前

導入前の準備

事業者による方針の表明

衛生委員会で調査審議

（目的の周知方法、実施体制、実施方法、情報の取扱い、ｓｔｒｅｓｓチェック結果の保存方法・利用目的・利用方法、情報の取扱いに関する苦情処理、不利益な取扱いの防止）

労働者に説明・情報提供

ストレスチェック（全員）

実施者（医師・保健師等）によるストレスチェックを実施

質問票の配布・記入（一般定期健診と同時に実施することが可能）

（※IT システムを用いて実施することも可能）

ストレス状況の評価・医師の面接指導の要否の判定

（実施者）
結果を労働者に直接通知
相談窓口等についても情報提供

（実施者）
個人の結果を一定規模のまとまりの集団ごとに集計・分析

セルフケアと相談窓口の利用

（実施者） 結果の事業者への通知に同意の有無の確認

（実施者）
集団的分析結果を事業者に提供

集団分析

同意ありの場合

事業者に結果通知

職場環境の改善のために活用

面接指導（高ストレスの人）

〈面接指導対象者〉

（実施者）面接指導の申出の勧奨

労働者から事業者へ面接指導の申出

※申出を理由とする不利益取扱いの禁止

事業者から医師へ面接指導実施の依頼

医師による面接指導の実施

（必要に応じて）
相談機関、専門医への紹介

就業上の措置の要否・内容について
医師から意見聴取
（時間外労働の制限、作業の転換等）

必要に応じ就業上の措置の実施

※労働者の実績を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行う

※面接指導結果を理由とする不利益取扱いの禁止

全体の評価

ストレスチェックと面接指導の実施状況の点検・確認と改善事項の検討

※ストレスチェックと面接指導の実施状況を労働基準監督署に所定の様式で報告